

業務管理体制確認検査

令和 6 年 6 月
福島県社会福祉課

1 業務管理体制の整備と届出について

- 介護サービス事業者（以下「事業者」という。）には、法令遵守の義務の履行を確保するため、業務管理体制の整備が義務付けられている。このことにより、不正行為を未然に防止するとともに、利用者の保護と介護事業運営の適正化を図る。（介護保険法第 115 条の 3 第 1 項）
- 事業者は、業務管理体制に関する事項を、事業展開地域に応じた行政機関に届け出なければならない。なお、届出は、指定事業所単位ではなく、開設者である事業者（法人）ごとに行う。（介護保険法第 115 条の 3 第 2 項）
- また、その届け出た事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を当該届出を行った行政機関に届け出なければならない。（介護保険法第 115 条の 3 第 3 項）

2 業務管理体制確認検査について

(1) 一般検査

届出のあった業務管理体制の整備・運用状況を確認するために定期的（概ね 6 年に 1 回）に実施。事業者の規模等に応じた適切な業務管理体制が整備されているかについて、検証を行う。

(2) 特別検査

指定介護サービス事業所の指定取消処分相当事案が発覚した場合に実施。当該事案への組織的関与の有無について検証を行う。

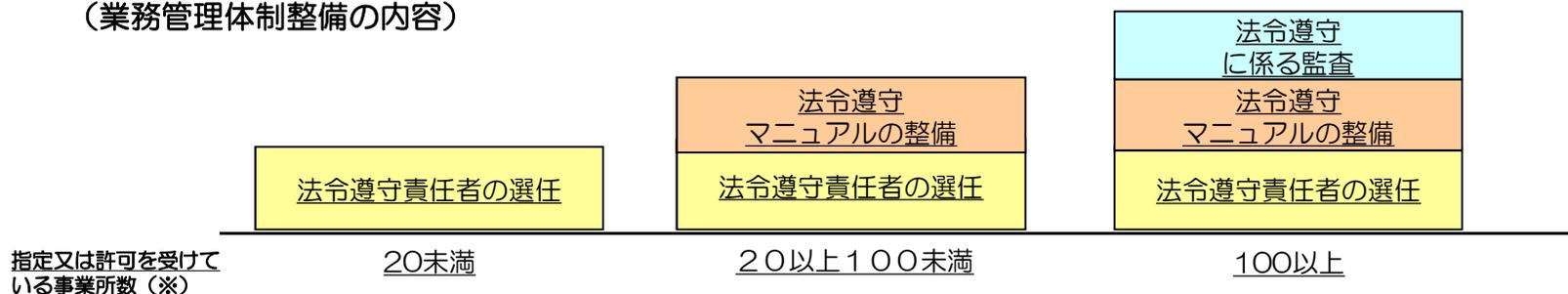
3 令和 6 年度の一般検査について

「福島県介護サービス事業者業務管理体制確認検査要領」に基づき書面方式により実施予定。

1 介護保険事業者における業務管理体制の整備と届出先

○ 法令遵守の義務の履行を確保するため、業務管理体制の整備を義務付けることにより、指定取消事案などの不正行為を未然に防止するとともに、利用者の保護と介護事業運営の適正化を図る。

(業務管理体制整備の内容)



【届出先】

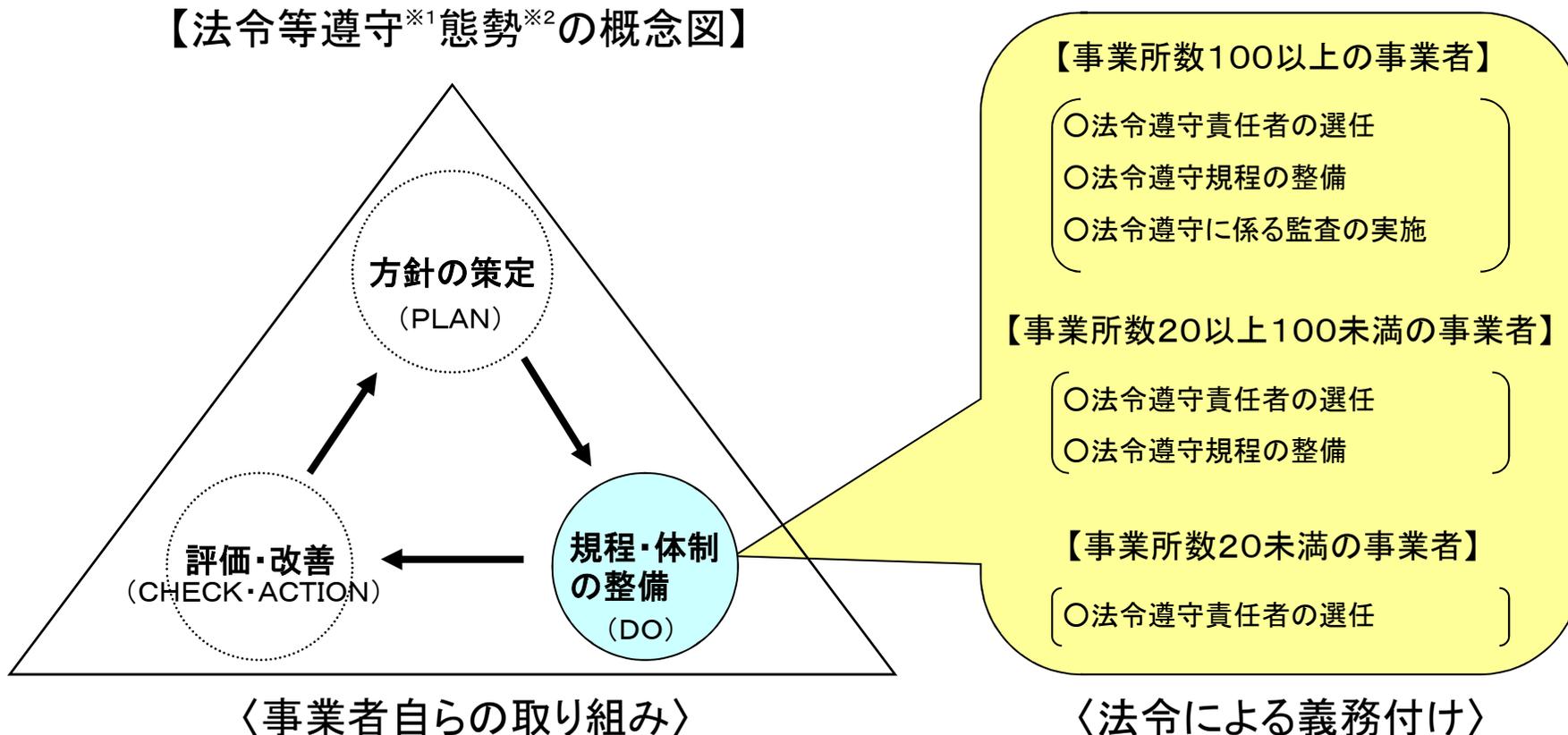
区 分	届出先
① 指定事業所が3以上の地方厚生局管轄区域に所在する事業者	厚生労働大臣
② 指定事業所が2以上の都道府県に所在し、かつ、2以下の地方厚生局管轄区域に所在する事業者	主たる事務所の所在地の都道府県知事
③ 指定事業所が同一指定都市内にのみ所在する事業者	指定都市の長
④ 指定事業所が同一中核市内にのみ所在する事業者	中核市の長
⑤ 地域密着型サービスのみを行う事業者で、指定事業所が同一市町村内にのみ所在する事業者	市町村長
⑥ ①から⑤以外の事業者	都道府県知事

(※) 事業所数には、介護予防事業所は含むが、みなし事業所及び総合事業における介護予防・生活支援サービス事業所は、含まない。
(みなし事業所とは、病院等が行う居宅サービス(居宅療養管理指導、訪問看護、訪問リハ及び通所リハ)であって、健康保険法の指定があったとき、介護保険法の指定があったものとみなされている事業所のこと。)

2 業務管理体制の整備

業務管理体制は、事業者自ら組織形態に見合った合理的な体制を整備するものであり、事業者の規模や法人種別等により異なるものであること。また、省令で定める整備の基準は、事業者が整備する法令等遵守態勢の一部であることに留意する。

【法令等遵守^{※1}態勢^{※2}の概念図】

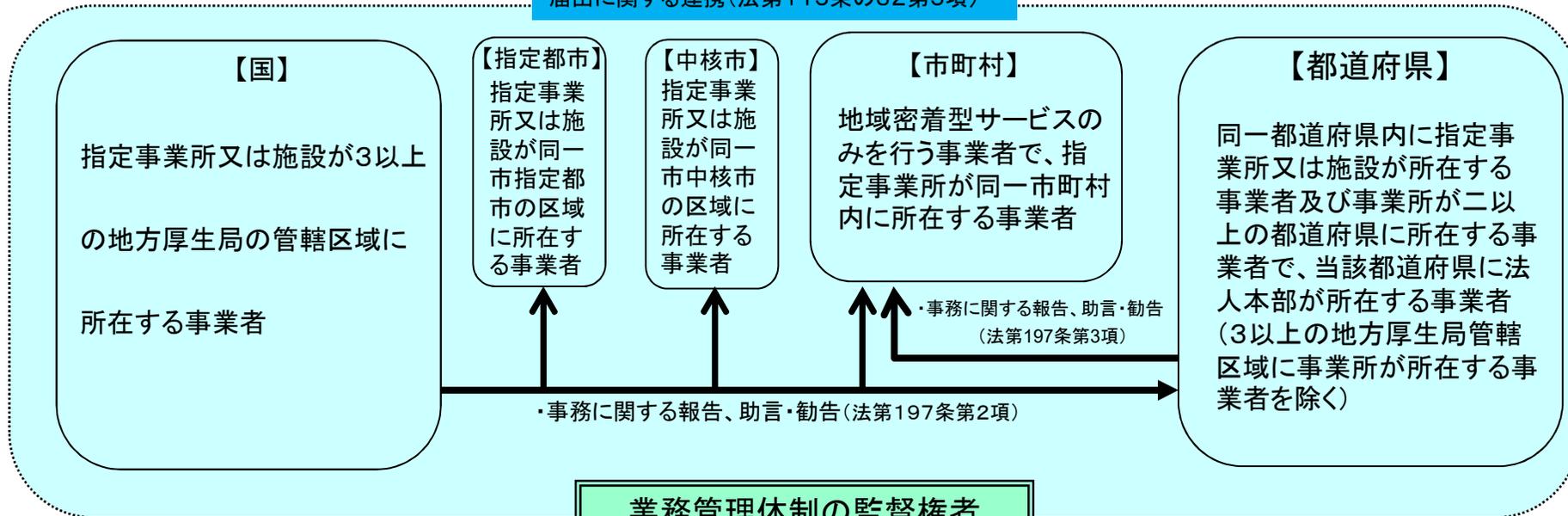


※1 法令等遵守とは、単に法令や通達のみを遵守するのではなく、事業を実施する上で必要な法令の目的(社会的要請)や社会通念に沿った適応を考慮したもの。

※2 「態勢」とは、組織の様式(体制)だけでなく、法令等遵守に対する姿勢や体制づくりへの取組みを指している。

3 業務管理体制の監督体制等

届出に関する連携(法第115条の32第5項)



業務管理体制の監督権者

・業務管理体制の整備に関する届出(法第115条の32第2項)

・報告、質問、立入検査の実施(法第115条の33)
・勧告、命令等(法第115条の34)

・指定事業所等の監査情報の提供
・報告等の権限行使の際の連携(法第115条の33第2項)
・指定等権者からの報告等実施の要請等(法第115条の33第3項等)

介護サービス事業者

地域密着型サービス事業所

介護保険施設

居宅サービス事業所

等

事業所等の指定等権者

【市町村】

・地域密着型サービス事業所
・居宅介護支援事業所

【都道府県】

・居宅サービス事業所
・介護予防支援事業所
・介護保険施設

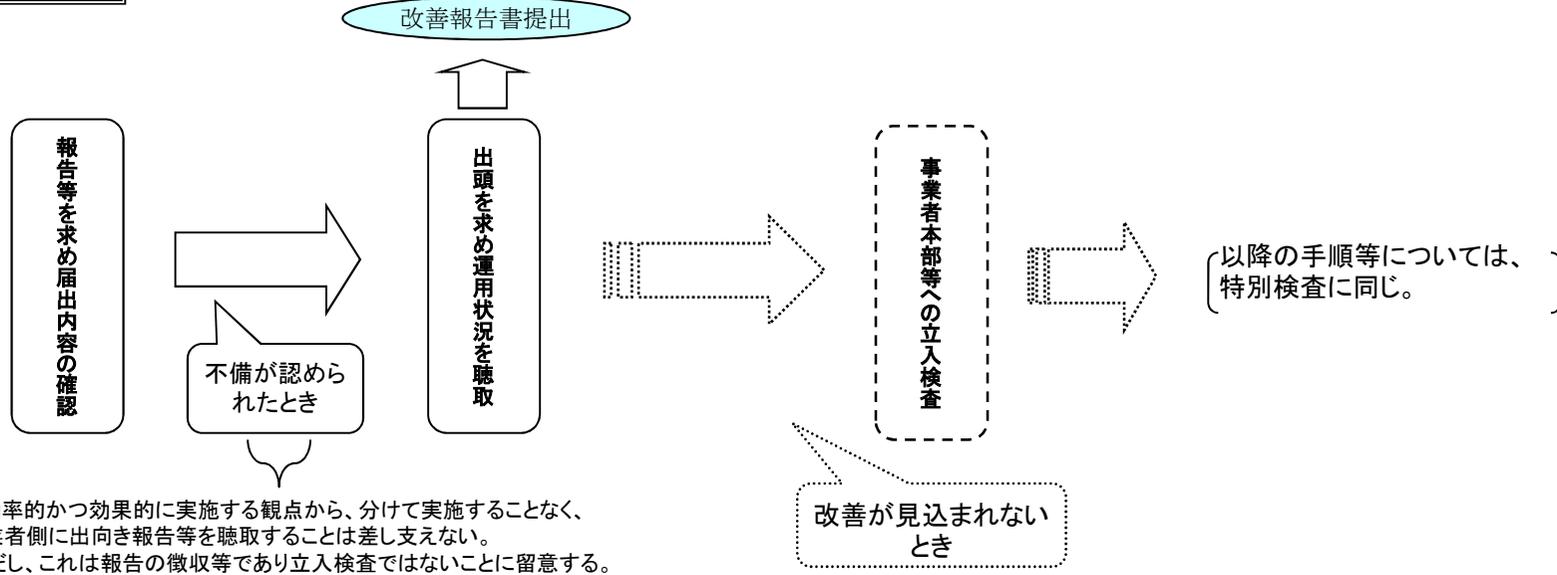
【指定都市・中核市】

・指定事業所等の監査の実施等(法第76条第1項等)

4 業務管理体制整備等の監督方法

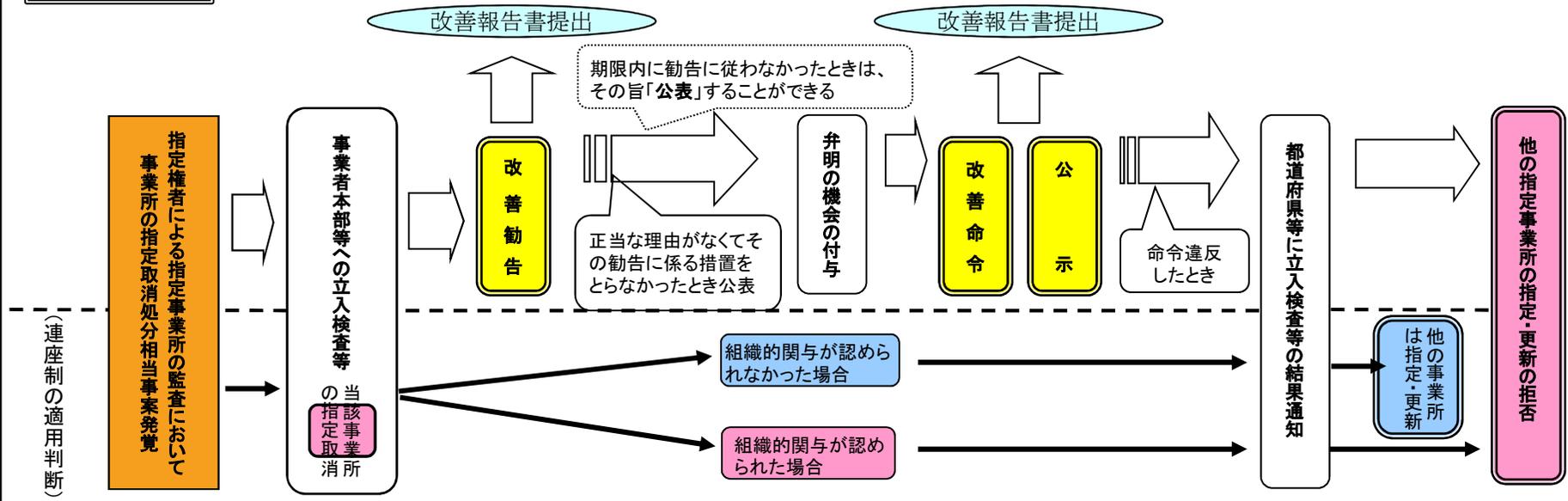
一般検査

(届出のあった業務管理体制の整備・運用状況を確認するために定期的実施)



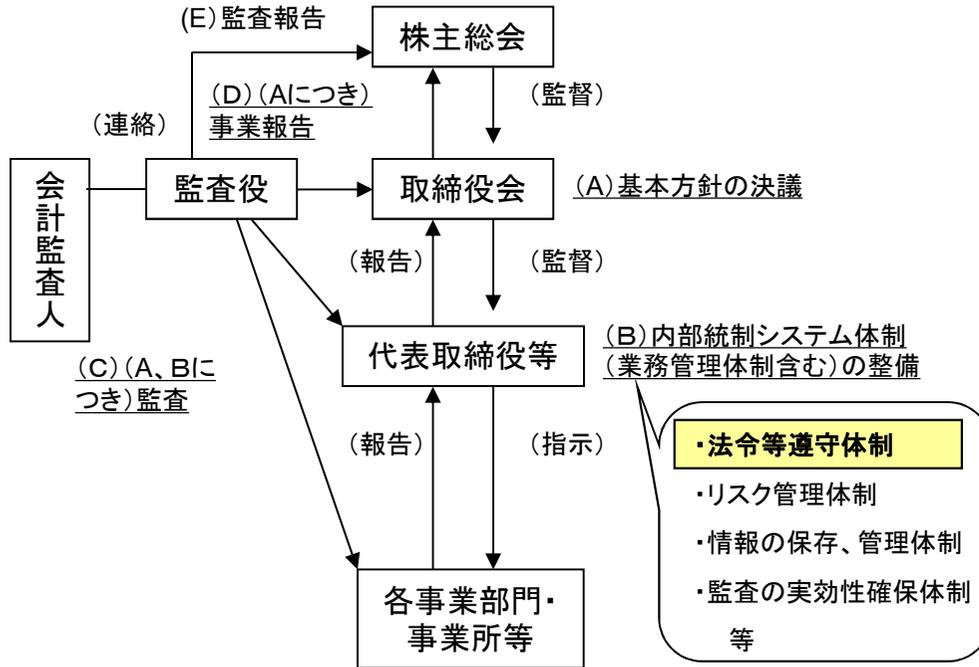
特別検査

(指定介護サービス事業所の指定取消処分相当事案が発覚した場合に実施)



5 業務管理体制を構築するプロセスと監督のイメージ

(会社法により求められる内部統制システム)



取締役	A 内部統制システムの基本方針の決議
代表取締役	B (Aを受け)内部統制システムの体制の整備 D Aの概要を事業報告に記載し、取締役会を経て株主総会に報告
監査役	C (A、Bにつき)監査 E (Cにつき)株主総会に監査報告

(注) システムの図は、監査役設置会社をベースとし一例示したものであり、事業者の規模や法人種別等により異なることに留意すること。

【立入検査での法令等遵守態勢の確認の視点】

1 方針の策定

- ①法令等遵守の状況を的確に認識し、法令等遵守態勢の整備・確立に向けた方針及び具体的な方針を検討しているか。
- ②法令等遵守に係る基本方針を定め組織全体に周知させているか。
- ③方針策定のプロセスの有効性を検証し、適時に見直しているか。

2 内部規程・組織体制の整備

- ①法令等遵守方針に則り、内部規程等を策定させ組織内に周知させているか。
- ②法令等遵守に関する事項を一元的に管理する態勢(体制)を整備しているか。
- ③各事業部門等に対し、遵守すべき法令等、内部規程等を周知させ、遵守させる態勢を整備しているか。

3 評価・改善活動

- ①法令等遵守の状況を的確に分析し、法令等遵守態勢の実効性の評価を行った上で、問題点等について検証しているか。
- ②検証の結果に基づき、改善する態勢を整備しているか。

届出・運用状況確認等